

乗務員教育記録簿用紙

西北交通株式会社

乗務員への指導・監督の記録

実施月日 令和5年4月14日

時 間 9時30分~11時30分

場 所 北上本店営業所

検  
印

非公開

非公開

営業所名 北上本店営業所 北上さくら営業所 矢巾営業所

【一般的な指導事項】

- ①事業用自動車を運転する心構え
- ②事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- ③事業用自動車の構造上の特性
- ④乗車中（運行中）の旅客の安全を確保（シートベルトの着用等）するために留意すべき事項
- ⑤旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項
- ⑥主として運行する経路若しくは、経路又は営業区域における道路及び交通の状況
- ⑦危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- ⑧運転者の運転適性に応じた安全運転の指導
- ⑨交通事故に関わる運転者の生理的（睡眠不足等）及び心理的要因並びにこれらへの対処方法
- ⑩健康管理の重要性
- ⑪安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法
- ⑫ヒヤリハット体験の報告や運転にかかる苦情の申し出、又は事故が発生した場合には当該運転者に対して  
ドライブレコーダーにより必要な指導を行う
- ⑬⑫のドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリハット体験を共有する
- ⑭非常信号用具、非常口、消火器の取り扱いの指導

指 導 ・ 教 育 の 内 容	※ 事業用自動車（バス）を運転する心構え
	1 バス事業者の公共性と社会的使命
	①バス事業者の社会的役割
	②安全、確実に旅客を運送する。
	2 バス運転者の使命
	①事故を起こさないことが最大の使命
	②他車の模範となる運転をする。
	3 交通事故防止の重要性
	①交通事故による損害
	②バス事故の特徴
	③交通事故を防止するために
	4 安全運行の心構え
	①人命を尊重する。
	②遵法精神を持つ
	③思いやり譲り合いの精神を持つ
	④事故を起こさないという強い責任感を持つ
	⑤運転技能を向上させ過信しない
	⑥「だらう運転」を排除し「かもしれない運転」を心がける
	⑦健康管理を徹底する
	5 バスの運転者の注意義務
①運転業務は他の業務よりも重い刑罰が科せられる	
②関係法令を遵守する義務がある。	

裏面へ

	※ 4月の重点管理（子供との交通事故防止対策を実践しよう）
指導・教育の内容	● 新入学児童との事故防止 この時期には道路歩道に慣れていない新入学児童が多くなる。運転者に子供の特性を理解させ、事故パターンなどを周知する。
	● 通学路等の使用禁止を指導する。 通学路や生活道路は事故が多発しやすい。どうしても必要な場合を除き、運行ルールとして使用しないことを指導する。
	● 横断歩道での歩行者優先を徹底する。 横断歩道上での歩行者との衝突事故が後を絶たない。運転者に横断歩道の通行方法を指導し、歩行者優先を徹底させる。

